

板橋区ひとり親家庭支援事業実施要綱

令和5年3月22日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭及び離婚を検討する母又は父に対して、相談支援、情報提供等（以下「支援事業」という。）を行うことにより、ひとり親家庭の自立を支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援事業の対象となる者は、板橋区内に居住し、次の各号に掲げるいずれかに該当する者以下「ひとり親等」という。)とする。

- (1) 児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父
- (2) 児童を養育し、離婚を検討している母又は父
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別居等特別な事情により支援が必要と区長が認める者

(支援事業の内容)

第3条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ひとり親家庭相談支援
- (2) ひとり親家庭家計相談支援
- (3) 弁護士による離婚前後法律相談
- (4) ひとり親家庭支援に関する講座等の開催
- (5) ひとり親家庭支援に関する情報発信
- (6) ひとり親家庭相談支援に関する関係機関等との連携又は連絡調整

(連携会議の設置)

第4条 区長は、支援事業、その他施策又は制度によるひとり親等の自立支援を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関による連携会議を設置する。

(実施方法)

第5条 支援事業は、区長が法令等により直接実施する事項を除き、民間事業者に委託し、実施することができる。

2 生活支援課長は、この事業の実施状況を的確に把握し円滑な運営を図るため、本事業の受託事業者と連絡調整を行わなければならない。

3 支援事業は、すべて現物給付により実施する。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。